様式第九号（第十条の六関係）　　令和　６年　８月　９日　　６環資産届第１０６３号

許可番号　第１３－２０－００９５３０号

産業廃棄物処分業許可証

優良

住　所　　東京都板橋区坂下三丁目４番１号

氏　名　　株式会社ハイシステム
代表取締役　宇藤　雄一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条第６項　の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事　**小池百合子**

許可の年月日　　令和　２年１１月２９日

許可の有効年月日　　令和　９年１１月２８日

１　事業の範囲
（１）業の区分：処分（中間処理）
（２）処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類
ア　破砕　　：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）　（以上７種類）
イ　圧縮　　：金属くず　（以上１種類）
圧縮梱包　　：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず　（以上４種類）

２　事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）
施設所在地：東京都板橋区新河岸二丁目２番１６号

３　許可の条件
（１）作業時間は、原則として９時から１８時までとすること。
（２）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
（３）中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

４　許可の更新・変更の状況
平成 22年 11月 29日 新規許可
令和　2年 11月 29日 更新許可 第 2 回
令和　6年　5月 20日 変更届　圧縮・圧縮梱包機の追加、保管場所、保管方法及び保管容量の変更

５　規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　無

（裏面あり）

産廃エキスパート　　都認定番号:４－２２－C0082

東京都

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。

令和　６年　８月　９日　　６環資産届第１０６３号

（裏面）　　許可番号　第１３－２０－００９５３０号

２　事業の用に供する施設

施設所在地：東京都板橋区新河岸二丁目２番１６号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破砕	廃プラスチック類	3.8 t/日	13.1 t/日	平成22年10月12日	--------	--------
	紙くず	3.6 t/日				
	木くず	4.2 t/日				
	繊維くず	2.0 t/日				
	ゴムくず	--------				
	金属くず	3.9 t/日				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	--------				
破砕	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）に限る。）	--------	16,000 本/日	平成27年12月19日	--------	--------
圧縮	金属くず	184 t/日	140 t/日	平成22年10月12日	--------	--------
圧縮・梱包	廃プラスチック類	49.7 t/日				
	紙くず	42.1 t/日				
	木くず	--------				
	繊維くず	17.7 t/日				
圧縮	金属くず	184 t/日	140 t/日	令和6年3月28日	--------	--------
圧縮・梱包	廃プラスチック類	49.7 t/日				
	紙くず	42.1 t/日				
	木くず	--------				
	繊維くず	17.7 t/日				

（以下余白）

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。